

新潟市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」  
に対するパブリックコメント意見及び市の考え方

No	ご意見・ご質問の概要	ご意見・ご質問に関する市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本（案）でよいと思います。</li> <li>・細かな評価書に基づいて日常業務が行われていることを理解しました。</li> <li>・内容の理解が難しいが、指摘することはありません。</li> <li>・情報開示、市民の意見の聴取の市の姿勢は評価いたします。</li> </ul>	<p>固定資産税・都市計画税は、新潟市の市税収入の約4割を占める市政運営に重要な財源です。</p> <p>2019年度において約126万筆の土地、約36.8万棟の家屋、約2.9万人の法人・個人の償却資産が対象となっており、納税義務者は32万人を超えております。</p> <p>そのため事務の執行には、業務システムの使用が不可欠となっており、一部の事務において特定個人情報ファイルの取り扱いが生じます。</p> <p>市民の皆様の個人情報保護への意識の高まりを強く認識し、「特定個人情報保護評価書」に従って、特定個人情報ファイルを取扱うとともに、引き続き固定資産税・都市計画税の賦課に関する適正な事務の執行に努めてまいります。</p>